

独立行政法人情報処理推進機構嘱託規程

制定 平成 16 年 1 月 5 日 2003 情総第 37 号

最終改正 平成 30 年 6 月 29 日 2018 情総第 122 号 一部改正

第 1 章 総 則

(総則)

第 1 条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の嘱託に関する取扱いについては、この規程の定めるところによる。

2 この規程に定めた事項のほか、嘱託の就業に関する事項については、労働基準法その他関係法令の定めるところによる。

第 2 章 委 嘱

(嘱託の委嘱及び委嘱期間)

第 2 条 理事長は、機構の業務のため必要があると認めた場合は、嘱託を委嘱することができる。

2 嘱託の委嘱期間は、1 年以内とする。

3 前項の委嘱期間は、事業方針、勤務成績、勤務態度等を総合的に勘案の上、理事長が必要と認める場合は、更新することができる。

4 嘱託の定年は、満 60 歳に達した日の属する月の末日とする。

5 前項の規定にかかわらず、事業方針、勤務成績、勤務態度等を総合的に勘案の上、理事長が特に必要と認める場合は、満 65 歳に達した日の属する月の末日まで委嘱することができる。

(委嘱の区分)

第 3 条 嘱託は、その委嘱する業務により常勤嘱託と非常勤嘱託とに区分する。

(嘱託の提出書類)

第 4 条 第 2 条の規定により嘱託の委嘱を受けた者は、次の各号に掲げる書類をすみやかに提出しなければならない。

- 一 保証人連署の誓約書
- 二 履歴書
- 三 本人の住所等を証明する書類
- 四 その他人事管理上必要として指示された書類

(労働条件の明示)

第 4 条の 2 理事長は、委嘱する嘱託に対して、委嘱期間、賃金、就業場所、従事する業

務、労働時間、休日、休暇、解雇に関する事項、その他の労働条件を記載した労働条件通知書を交付して労働条件を明示するものとする。

- 2 理事長は、労働条件の変更が業務上特に必要であると認める場合は、労働条件変更通知書を交付して明示するものとする。

第3章 就 業

(就業規則の準用)

第5条 嘱託の就業に関する次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める独立行政法人情報処理推進機構職員就業規則を準用する。

一 勤務心得	第3条から第5条まで
二 勤務時間、休憩及び休日	第6条及び第8条
三 時間外勤務、休日勤務及び宿日直勤務	第9条から第12条まで
四 出勤及び欠勤等	第13条及び第14条
五 年次休暇	第15条
六 特別休暇	第16条から第17条の2まで
七 出張	第18条
八 育児休業等	第25条の2
九 表彰及び懲戒	第30条及び第31条
十 保健衛生	第32条から第34条まで
十一 災害補償等	第35条から第37条まで

- 2 非常勤嘱託については、前項第5号の規定は、適用しない。

(非常勤嘱託の年次休暇)

第5条の2 非常勤嘱託は、機構に委嘱した日から起算して、別表の区分の期間を継続して勤務して、機構の定める所定労働日数の8割以上を出勤したときは、別表の区分毎に定められた日数の年次有給休暇（以下「年次休暇」という。）を受けすることができる。

- 2 年次休暇は、20日を限度としてその年次休暇が付与された日を起算日とする1年間の翌1年間に限り繰り越すことができる。
- 3 非常勤嘱託が前2項に規定する年次休暇を受けようとするときは、年次休暇を受けようとする期日の前日又は期間の初日の前日までに、機構のコンピュータネットワークシステム上に調製する各種の申請・届出等をするシステムにより、所属長に届出をしなければならない。この場合において、所属長は、業務に支障があると認めた場合は、その期日又は期間を変更させることができる。

第4章 給 与

(給与の区分)

第6条 常勤嘱託の給与は、それぞれ次の各号に掲げる区分により支給する。

- 一 本俸月額
- 二 諸手当
 - イ 削除
 - ロ 通勤手当
 - ハ 超過勤務手当
 - ニ 特別手当
 - ホ 宿日直手当

2 本俸月額は、委嘱された業務、学歴及び経験を勘案して定める。

(給与規程の準用)

第7条 常勤嘱託の給与に関する次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める独立行政法人情報処理推進機構職員給与規程を準用する。

- 一 給与の支給日及び支給方法 第4条
- 二 削除
- 三 通勤手当 第14条
- 四 超過勤務手当 第15条
- 五 特別手当 第16条
- 六 宿日直手当 第16条の3
- 七 給与の減額 第17条
- 八 日割計算 第21条
- 九 勤務1日当りの給与額 第22条
- 十 勤務1時間当りの給与額 第23条
- 十一 端数の処理 第24条

(非常勤嘱託の給与等)

第8条 非常勤嘱託の給与、支給日及び支給方法については、その都度定めるものとする。

第5章 旅費

(旅費)

第9条 嘱託が出張等のため旅行するときは、旅費を支給する。

- 2 嘱託に支給する旅費は、業務の内容及び職員との均衡を考慮して定める職員相当階級に応じた旅費とする。
- 3 前2項の規定によるもののほか、嘱託の旅費に関しては、独立行政法人情報処理推進機構旅費規程（平成16年1月5日2003情総第78号）を準用する。

第6章 解 嘱

(解嘱)

第10条 嘱託が次の各号の一に該当する場合は、解嘱することができる。

- 一 自己の都合により解嘱を願い出たとき。
- 二 勤務実績が著しく不良で、かつ、改善の見込みがない場合
- 三 精神または身体に障害があるため、嘱託としての業務に堪えられないと認められたとき。
- 四 機構の都合によりやむを得ないとき。
- 五 嘱託として必要な適格性を欠く場合
- 六 禁錮以上の刑に処せられたとき
- 七 無断欠勤が3月以上にわたるとき
- 八 その他前各号に準ずる事由がある場合

2 前項第2号から第5号までの規定により嘱託を解嘱しようとする場合は、30日前までに本人に予告をしなければならない。

第7章 雑 則

(適用除外)

第11条 この規程によりがたいと認められるときは、第2条各項に規定された事項を除き、その都度理事長が定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年1月5日から実施する。

附 則 (平成18年3月31日 2005情総第164号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年8月4日 2006情総第46号)

この規程は、平成18年8月4日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則 (平成19年3月28日 2006情総第154号)

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。
2. この規程の施行の日の前日から引き続き在職する非常勤嘱託における第5条の2第1項の規定の適用については、同項中「機構に委嘱した日」とあるのは「平成19年4月1日」とする。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日 2015 情総第 8 号・一部改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 13 日 2016 情総第 150 号・一部改正）

この規程は、平成 29 年 3 月 10 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 27 日 2017 情総第 262 号・一部改正）

（施行日）

1 この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前から引き続き委嘱されている嘱託については、施行日から、その委嘱について第 4 条の 2 の規定により明示された委嘱期間が満了する日までの間、なお従前の例による。

（無期雇用契約）

3 有期雇用契約を締結した嘱託のうち、平成 25 年 4 月 1 日以降に締結された 2 以上の有期雇用契約（契約期間の始期の到来前のものを除く。以下この項において同じ。）の契約期間を通算した期間（労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）第 18 条第 2 項に規定する通算契約期間に算入しない期間を除く。）が 5 年を超える者が、理事長に対し、現に締結している有期雇用契約の契約期間が満了する日の 30 日前までに所定の方法により、当該満了する日の翌日から労務が提供される無期雇用契約の締結の申込みをしたときは、理事長は当該申込みを承諾したものとみなす。この場合において、当該申込みをした嘱託の労働条件は、次項の規定において準用する第 4 条の 2 の規定により明示された内容によるものとする。

4 第 4 条の 2 の規定は、無期雇用契約を締結した嘱託に準用する。

5 無期雇用契約を締結した嘱託の定年は、満 60 歳に達した日の属する月の末日とする。

6 無期雇用契約時既に満 60 歳に達した日の属する月の末日に達している場合の嘱託の定年は、前項の規定にかかわらず、満 65 歳に達した日の属する月の末日とする。

附 則（平成 30 年 3 月 13 日 2017 情総第 381 号・一部改正）

この規程は、平成 30 年 3 月 12 日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 29 日 2018 情総第 122 号・一部改正）

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第5条の2関係）

週あたり 労働時間	週あたり 労働日	1年間の 労働日数	委嘱した日から起算した区分と休暇日数						
			6箇月	1年 6箇月	2年 6箇月	3年 6箇月	4年 6箇月	5年 6箇月	6年 6箇月以上
30時間以上			10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
	4日	169~216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121~168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73~120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48~72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日